

令和8年度

三木町いちご産地化地域おこし協力隊募集要項



香川県 三木町

三木町の概要

香川県は日本で一番小さい都道府県で、北に臨む瀬戸内海には、県花・県木であるオリーブの産地として有名な小豆島をはじめとする大小 130 以上の島々が点在しています。南には讃岐山脈が連なり、台風などの災害も少なく、温暖で暮らしやすい気候に恵まれています。

本町は南北に約 18Km、東西に約 6 Kmと細長い形をしており、利便性の高い平野部と、南北の自然豊かな山間部からなります。県都高松市に隣接するベッドタウンとして、「ほどよい」暮らしやすさと、「ほどよい」田舎の景色が残る、旧さと新しさが混在している町です。

高松市街地へは「ことでん（高松琴平電気鉄道）」を利用して約 30 分、駅の数も町内に 7 つと多くあります。高松空港へは車で約 30 分と首都圏へのアクセスも良好です。小さな町ですが、製造業を中心に様々な企業が集積し、医療機関や教育機関も充実しています。飲食店やスーパー、ドラッグストアなどの暮らしに必要な施設がコンパクトにまとまり、「ほどよい」田舎の環境でゆったりと暮らすことができます。

また、本町ではいちごのハウス栽培が盛んに行われています。香川県オリジナル品種『さぬきひめ』や全国でも希少な『女峰』の生産量は全国トップクラスを誇り、いちご狩りができる観光農園もあります。「いちごのまち 三木町」の確立を目指し、様々な事業にも取り組んでいます。

さらには、約 400 年前から続く伝統文化の『獅子舞』がとても盛んな町で、50 を超える獅子連と全国的にも珍しい大獅子を有する 3 つの大獅子保存会が存在します。秋にはこうした獅子たちが一堂に会するお祭り『獅子たちの里 三木まんて願。』も毎年開催されています。

1 募集内容

「いちごのまち」地域ブランドの確立を図るため、地域おこし協力隊を採用し、農業経営者組織との交流や就農経営支援関係事業の事務補助を通じ、研修先や就農地等の選定、農家での実際の農作業を通じて農業技術を習得し、独立就農を目指していただきます。

2 活動内容

- (1) 三木町と業務委託契約を締結し、契約に基づいて業務を実施していただくようになります。三木町とは雇用関係にないため、健康保険及び年金等はご自身で加入し、保険料を負担していただくこととなります。
- (2) 地域おこし協力隊は、三木町長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から委嘱年度の 3 月 31 日までとします。

- (3) 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。(最初の委嘱日から最長3年まで)
- (4) 活動については、週報を作成し、月に1度、活動内容・業務時間・所要経費等について報告していただきます。
- (5) 町との雇用関係がないため業務委託契約以外に収入を得ることは可能です。ただし、委託業務の支障にならない範囲となります。

3 委託料・活動経費

- (1) 委託料：291,000円(月額)
毎月の活動報告を提出。
- (2) 活動経費：2,000,000円(年額)
活動経費については、上記が限度額であり、活動が1年に満たない場合は、限度額を12で除した額に委嘱期間の月数を乗じた額が上限となります。
また、業務に必要な下記の経費については、活動計画の内容を審査し、適当と認められる場合に支給します。
 - ・住居借上料：月額50,000円(限度額)
初期費用については、100,000円を上限に1回のみ対象とします。
駐車場代、光熱水費、生活に必要な経費については自己負担となります。
 - ・車両燃料費(活動で使用する燃料費)
 - ・車両借上げ料(活動で使用する車両の借上げ料)
 - ・通信費(インターネット関係経費)
 - ・活動旅費等移動に要する経費
 - ・作業道具、消耗品等の購入又は借上げに要する経費
 - ・傷害・損害賠償保険料
 - ・印刷製本に係る経費
 - ・研修に要する費用
 - ・関係者間の調整、意見交換会等に要する事務的な経費
 - ・その他活動に必要と認められる経費

4 活動内容

本町では、就農を希望している方、農業に興味がある方、地域活性化に情熱を持つ方、いちごが大好きな方など、幅広い人材を求めています。

- (1) 農林産業に関する業務のサポート
- (2) いちご栽培、いちごのPR活動に関すること
- (3) 農業(農産物)の情報発信活動
- (4) 活動期間終了後の就農に向けた隊員の特性に合わせた自主活動

- (5) その他、地域おこしに向けて町長が必要と認める活動

5 応募条件

- (1) 3 大都市、政令指定都市等に現に住所を有している方、もしくは、本町以外で地域おこし協力隊として同一地域における活動経験が2年以上あり、かつ解任後1年以内の方で、任用後、生活の拠点を本町に移し、住民票を移動できる方
- (2) Word、Excel、インターネットなど基本的なパソコン操作のできる方
- (3) 心身が健康で、地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方
- (4) 協力隊活動後に、本町に定住する意向を持っている方
- (5) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (6) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (7) 普通自動車運転免許を有し運転できる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

6 勤務日数・勤務時間・勤務場所

- (1) 勤務日数：原則、週5日
- (2) 勤務時間：原則、午前9時00分～午後5時00分までの1日あたり7時間
- (3) 勤務場所：三木町役場農林課及び研修場所

7 業務形態

- (1) 三木町と業務委託契約を締結し、契約に基づいて業務を実施していただくようになります。三木町とは雇用関係にないため、健康保険及び年金等のご自身で加入し、保険料を負担していただくことになります。
- (2) 地域おこし協力隊は、三木町長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から委嘱年度の3月31日までとします。
- (3) 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。(最初の委嘱日から最長3年まで)
- (4) 活動については、週報を作成し、月に1度、活動内容・業務時間・所要経費等について報告していただきます。
- (5) 町との雇用関係がないため業務委託契約以外に収入を得ることは可能です。ただし、委託業務の支障にならない範囲となります。

8 応募方法

(1) 募集定員 2名

(2) 募集期間（募集期間内で随時受付）

◎令和8年6月1日（月）～令和9年3月31日（水）

※ 募集期間中であっても採用が決定し次第、募集を終了いたします。

(3) 選考の流れ

◎第1次選考（書類選考）

・書類選考を実施し、結果を文書で通知します。

◎第2次選考（面接試験）

・第1次選考合格者には、第2次選考受験のための受験票を、結果通知に同封して募集についてお送りします。

・日時、面接方法については、第1次選考の結果通知の際にご案内します。

・オンラインでの面接となる場合があります。

・受験等に係る費用については、応募者の自己負担でお願いします。

下記の書類を香川県三木町役場農林課まで郵送または持参してください。

・三木町いちご産地化地域おこし協力隊申込書

・住民票（申込日の3か月以内に取得したもの）

・第1次選考結果通知用返信用封筒（長形3号、宛名記入、110円分の切手貼付）

・運転免許証の写し

※選考結果にかかわらず、提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。

9 申込・お問い合わせ先

〒761-0692 香川県木田郡三木町大字氷上 310

三木町役場 農林課

電話：087-891-3308／FAX：087-898-1994

Mail：norin●town.miki.lg.jp

※「●」は@に置き換えてください。